

くさしぎ便り No.10

くさしぎ・草の根市議と市政を考える会 2014年9月発行 e-mail kusasigi@nifty.com
「辻よし子と歩む会」ホームページ <http://tsuji-yoshiko.net/wp/>

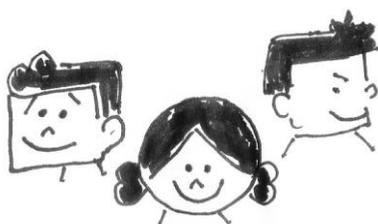
「くさしぎ便り」第10号をお届けします。市や都の開発計画って、いつの間にか進んでいて、ある日急に道路工事が始まってびっくりした、なんて経験をどなたもお持ちではないでしょうか。開発計画に市民の立場から、声を届けるにはどういう方法があるのか伺ってみました。

「あきる野つぱら 学びの場 その10」 ご報告

5月26日あきる野ルピアにて開催

開発計画に市民の声を届けるには

話題提供者 御手洗 望さん



● みたらい のぞむさんプロフィール ●

青梅市在住。青梅自然誌研究グループ主催。多摩地域の自然誌研究と自然保護をライフワークにしています。



はじめに・・・

いま青梅市に住んでいますが、そのきっかけは、青梅市の永山北部丘陵開発計画に見直しを求める運動にかかわったことでした。2001年に計画が公開されると、永山丘陵の自然を保護したいと考える住民が反対運動を立ち上げました。当時私は府中に住んでいましたが、活動のために青梅市に移り住んだ次第です。さいわい開発計画は、2003年に開発会社自体が倒産したために中止となり、青梅市が対象地域を買い取って特別緑地保全地域とし、今も管理しています。

そうした活動の中で体験したことも含めて

開発計画と自然保護についての話題を提供したいと思います。

開発に伴う手続きを利用する

市民が開発計画に声を届ける方法はいくつかあります。ひとつは開発にともなって事業者が取らなくてはならない手続きを利用するやり方です。もっともポピュラーなのは、「環境アセスメント(環境影響評価)」という手続きです。これは、道路など大規模な開発事業などを実施するにあたって、環境調査を行い、事業が環境にどんな影響を及ぼすかを予測し、環境保全のための対策を実施する、その手続き全体を言います(3p図表参照)。その結果

を公表して、市民や地方公共団体などの意見を聴くことも手続きに含まれています。

高度経済成長期には開発事業による環境への影響は考慮されることはあまりありませんでした。しかし、開発が自然環境にあたる影響が懸念されるようになり、「環境影響評価法」(1997年)で制度化され、一定規模の開発に対して市民からも意見を言うことが可能になっています。東京都でもより規模の小さな事業を対象に、「環境影響評価条例」を施行しています。

しかし、せっかくの環境アセスメントですが、手続きが始まるのは計画段階に達した時であり、そこまで進むと変更はなかなか難しい場合が多いです。これは法律ができた折から課題とされてきました。東京都の場合には「環境影響評価条例」を改正して、もっと早い段階で、事業者が環境保全に関してどういう配慮をすべきかを検討し、一般の意見聴取を行ったうえで「環境配慮書」を公表するという制度が盛り込まれました。(2013年施行)

「環境配慮書」は、開発のやり方を複数案示して、最善を選択する形式になっています。とはいえ、計画中止の選択肢がないことが問題だと思います。それでもこの段階で計画の内容が分かると、計画に市民の声が反映できる可能性が上がります。その時、これまでの生物情報に関する情報があれば、事業者が行う環境影響評価への科学的な意見を言うこともできます。現在、環境配慮書が出されている案件として、圏央道の八王子西インター周辺(天合峰・川口)に流通センターの計画があります。

この他、開発に伴う手続きとして東京都には自然保護条例があります。この条例は、都

内の1ヘクタール以上の開発に環境調査を行い、保全計画書、緑化計画書の提出を課すものです。事業者にとってはやはり大きなハードルになっています。ただ、1ヘクタール未満の開発は対象外であること、市民が意見を言う場がないこと、手続きに従った書類が整っていたら許可せざるを得ないのが実情です。

調査段階で、保全対策が困難であったり、費用がかかったりすることが分かれば、業者が開発を断念する場合があります。そういう意味で、開発の歯止めに「役に立つ」手続きと言えます。

開発の歯止めに「役に立つ手続き」はこのほかにも、森林法や自然公園法などがあり、一定の開発に手続きを課しています。ただ、届出制のものも多く、「止める」ためのものではありません。

以上、手続きについて話しましたが、制度としてはまだ市民の声が届きにくい制度もありますが、こうした職務を担当する職員は熱意のある方も多いので、市民の側からは環境保全に資するデータを提供するというやり方もあると思います。

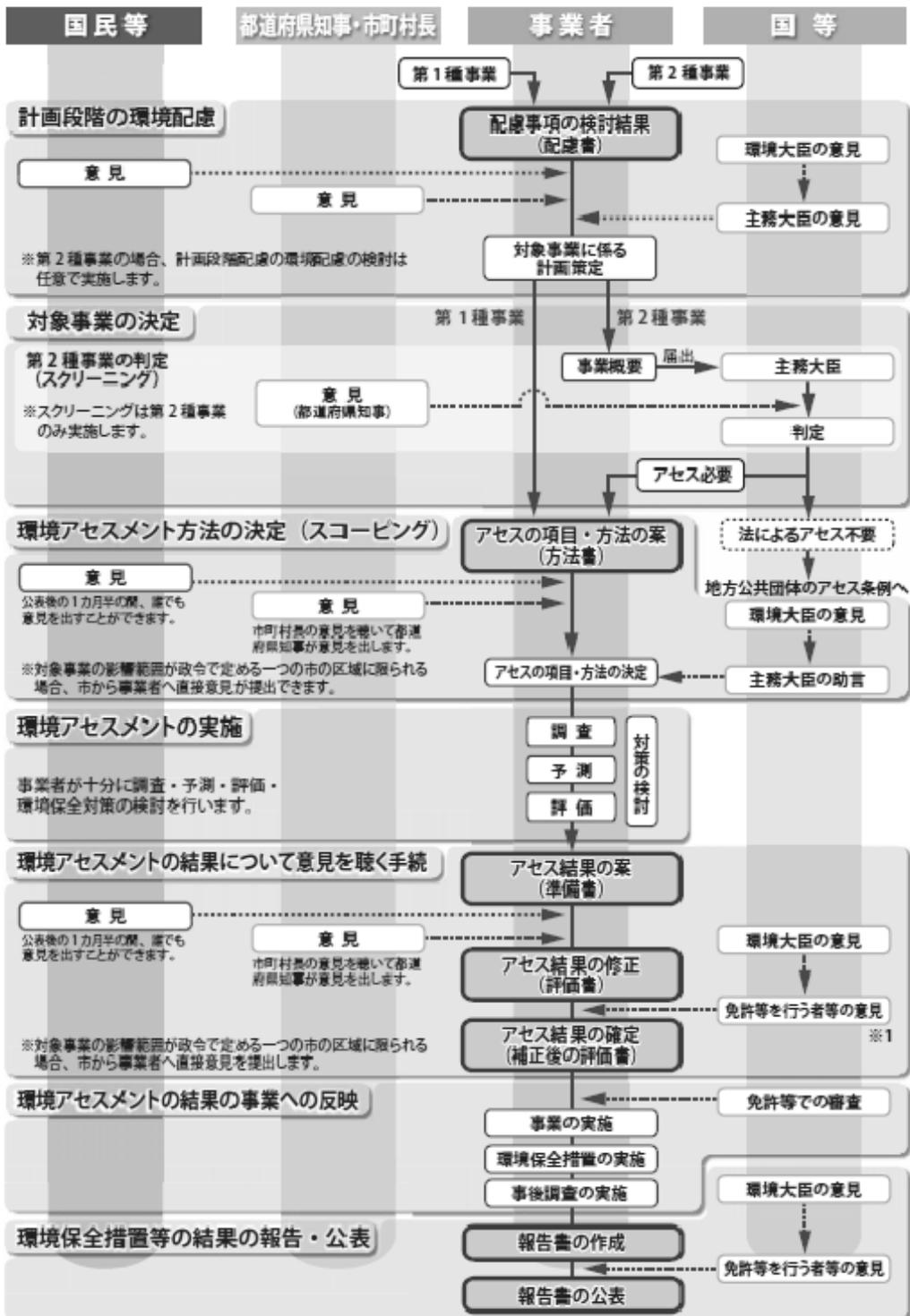
開発に関する規制を利用する

市民の声を届けるというわけではありませんが、開発を規制する法律や制度がいくつかあります。

①市街化調整域…市街化を抑制すべき地域をいい、原則として開発は行わない地域です。この地域で開発を行おうという業者は開発の大小にかかわらず、都道府県知事の許可を得なくてはなりません。ただし、農業、教育、医療、福祉、土地区画整理、墓地などの開発はこの限りではありません。山中に次々と老人ホームが建つのはそうしたことも一因です。

「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省パンフレット）より

環境アセスメントの手続の流れ



※1：「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④業務事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ - - - 手続への関わり

②みどりのフィンガープラン…平成元年より多摩丘陵の緑保全の指針として策定され、丘陵の尾根部の緑（骨格となる緑）を残そうというプランです。

③種の保存法…国内希少野生動物種に指定された種が生息・生育する場合、その地域での開発には生息地保全のための「努力義務」が課せられています。あきる野市ではオオタカ、クマタカなどが問題になると思います。ですが、オオタカを種の保存法の指定種から外す動きもあります。

④レッドデータブック…環境省が作成した絶滅危惧種のデータブックです。開発規模が小さくても、ここに記載されている生物がいる場合は、都は業者に調査をするよう指導することができます。計画を止めることはできませんが、業者は調査の煩雑さや費用のことで事業をあきらめる場合もあります。

手続きや規制から洩れる開発

こうした環境アセスメントの手続きやその他の規制にかからない、または、かかりにくい開発があります。たとえば、1ヘクタール未満の小規模な開発がそのひとつです。環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境アセスメントは一定以上の規模の開発に対して課せられる手続きですし、東京都自然保護条例も対象は1ヘクタール以上です。小規模の開発を止めるのは現行ではなかなか難しい。

また多摩地域でも問題だと考えられるのが、採石事業です。新規の開発計画でなく、計画変更をすることで採石をずっと続けているケースがあります。

また農地改良や森林整備は「開発」ではないのですが、自然環境に影響が大きいと思われるものもあり、環境保全の制度の盲点です。

最近では、自然再生エネルギーのための開発や災害対策を目的とした工事が増えてきています。こうした工事の必要性も分からなくもないですし、反対の声を出しにくい風潮があります。同じように今後は東京オリンピックに向けた工事が増えると思いますが、反対しにくくなるのではと危惧しています。

早く開発計画に気づき 声を反映させるには



行政の事業は「予算」と「計画」に基づいています。できるだけ早い段階で、そうした動きを察知することで市民の声を反映しやすくなります。まず予算ですが、予算請求（役所内）→予算編成（役所内・市長）→議会審議（議会）→予算決定という手順を踏んでいます。早い段階で情報をえることが大切です。

計画と予算が決まると業者を決める入札となりますが、この段階で反対をしても手遅れの場合が多いのです。

また公共事業というのは、長期計画に基づいて行われているものが多く、それらの改定の際には、パブリックコメントが付されるので、ぜひ意見を届けてほしいと思います。

結局、できるだけ早く開発計画のことに気づくには、地域に根差した活動を続けていくほかありません。また、自然環境への影響を指摘するにもその場所にどのような生物がいるかを日ごろから観察し、記録しておくことが一番の方法だと思います。

New!

(^_^)/ 「辻よし子と歩む会」のホームページが新しくなりました。 (*^_^*)

検索しても見つからなかったら、tsuji-yoshiko.net/wp/へ。「くさしぎ」のページもありますよ。